

第 5353 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 11月 19日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 中途退職したパートタイマーの年末調整

Q：11月にパートタイマーが退職します。年内は働かないとのことですが、退職時に年末調整をすることはできるのでしょうか？

A：一定の要件を満たせば年末調整することが認められます。

【解説】

年末調整は、原則として、年の途中で退職する者については行わず、再就職したときはその再就職先で年末調整を行うか、本人が確定申告をして税額の精算をすることになっています。

しかし、パートタイマーが年の途中で退職する場合で、次の全ての要件を満たす場合には、本人の確定申告の手間を省略する観点から、その退職時に年末調整を行い、税額を精算することができることとなっています。

- ①退職時点において扶養控除等申告書を提出していること
- ②本年中の賃金総額が103万円以下であること
- ③退職後本年中に他に再就職し、その再就職先から給与の支給を受けないことが見込まれること

したがって、お尋ねの場合、11月でパートさんが退職されるとのことですが、この3つの要件の全てを満たしていれば、退職時に年末調整をして税額の精算をすることが認められます。

